

# 標茶町地域材利用推進方針

平成24年12月 策定

標茶町地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、標茶町内の森林から産出された木材（以下、「地域材」という。）の公共建築物等における利用の促進を図るために必要な事項を定めるものである。

## 第1 公共建築物における地域材の利用の促進の基本的方向

### 1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義

公共建築物での地域材の利用を促進することは、森林資源の循環利用による林業の再生を図るうえで極めて重要である。

本町の総面積の54%を占める森林は、ナラ類の天然林やカラマツの人工林が豊かに広がり、清らかな水を貯え、野生生物の生息の場となるとともに二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなどの重要な役割を果たしており、町民にとってかけがえのない貴重な存在となっている。

しかし、これまで木材などの林産物の供給などを通じて森林を支えてきた林業及び木材産業等は、担い手の高齢化や輸入木材の増加などの厳しい情勢から事業活動が停滞し、伐採後にそのまま放置される森林が散見されるなど、森林の多面的機能の持続的な発揮や木材の安定供給に支障をきたすことが懸念されている。

このような現状において、地域材の需要を拡大することは、森林から生産される木材等の収益が森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、森林・林業の再生や山村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

また、地域材を人と環境に優しい資材として有効に活用することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出の抑制、建築物等での炭素の固定を通じた地球温暖化の防止にも貢献するものであり、このような地域材の良さを実感する機会を町民に幅広く提供し、地域材の利用の意義等について町民の理解を深めていくことが重要である。

このため、多くの町民の利用に供される公共建築物において、環境に優しい地域材を積極的に利用し、直接的に地域材の需要を拡大するとともに、地域材の利用の意義や良さを広く普及することによって、住宅や民間事業所などの一般建築物や農業施設、工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野での地域材の利用を拡大することが必要である。

## 2 公共建築物における地域材の利用の促進の方向

公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化を図るとの考え方  
の下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物における地域材の利用の促進を図  
るものとする。

### (1) 町の役割

町は、自らが整備する公共建築物における地域材の利用に努めるとともに、公  
共建築物及び公共建築物以外の建築物等における地域材の利用について、より効  
果的な促進に努めるものとする。

また、国・道などの関係機関、林業・木材産業関係者、地域住民等と連携しな  
がら、地域材の利用に向けた体制整備に努めるものとする。

### (2) 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

町以外のものであって公共建築物を整備するもの、林業従事者、木材製造業者  
その他の関係者は、本推進方針を踏まえ、町が実施する施策に協力して、適切な  
役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における地域材の利用の促  
進及び公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給に努めるものとする。

### (3) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における地域材の利用の促進にあたっては、地域材の供給及び利用  
と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、林業従事者、木材  
製造業者その他の関係者は、町が講ずる関連施策に協力しつつ、本町森林整備計  
画に沿った適切な森林施業の確保及び間伐材や合法性等の証明された地域材の円  
滑な供給に努めるものとする。

## 第2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する事項

### 1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び  
法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体  
的には、以下のような建築物が含まれる。

#### (1) 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設、病  
院、診療所、運動施設、社会教育施設、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・  
事業に供される建築物が含まれる。

#### (2) 町以外のもものが整備する(1)に準ずる建築物

これらの建築物には、町以外のもものが整備する建築物であって、当該建築物を  
活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資  
するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設、病院・診療所、運動施  
設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設の建築物が含まれる。

## 2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用にあたっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

### (1) 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用にあたっては、特に第2の4の「積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲」に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、第2の1の(1)及び(2)に記載する以外の建築物であって、町、道、国の補助事業等により整備される建築物についても地域材の利用に努めるものとする。

### (2) 建築材料以外の木製品導入の促進

公共建築物において使用される備品等についても、地域材をその原材料として使用した製品（以下「地域材製品」という。）がある場合は、その積極的な利用に努めるものとする。

### (3) 森林バイオマスの利用の促進

町は、森林バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入を促進するため、森林バイオマスの安定的な供給の確保について検討を進める。

## 3 町の取組

町は、自ら整備する公共建築物での地域材の利用に努めるとともに、町有林における適切な森林整備を通じた材の供給、設計者や技術者の人材育成、町民に対する普及啓発、関係機関と連携した商品開発、地域材供給体制の整備など、効果的な施策の推進に努めるものとする。

## 4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

また、法令等に基づき耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、地域材の耐火性等に関する技術開発や、木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、木造化を促進する対象としないものとする。

### 第3 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する事項

#### 1 地域材の安定的な供給の確保

公共建築物に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わるものと連携して、林内路網の整備、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有、地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、地域材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

#### 2 公共建築物の整備の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等

木材製造業者等は、強度や耐火性等に優れる品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や、地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

### 第4 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

町は、公共建築物での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、公共建築物以外での建築物や工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

#### 1 住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進

住宅や民間事業所等に地域材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・経済両面に貢献するものであることから、町は、建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による住宅等の建築に関する普及啓発、地域材による住宅等を建築する人材の育成に努め、住宅等における地域材の利用を促進するものとする。

#### 2 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用の推進

町は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等の地域材の利用を推進するとともに、地域材製品の利用に努めるものとする。

#### 3 農業用施設での地域材の利用の促進

農業は、本町の基幹産業であり、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、町は、畜舎や牧柵などの農業用施設における低コスト化や、地域材利用の優位性を発信することなどにより、関係者の意識の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

#### 4 森林バイオマスの利用の促進

町は、町民への森林バイオマス利用の意義の普及啓発や、新たな利用技術等の研究開発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め、森林バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

また、林内に残された幹や枝などの林地未利用材の利用について、効率的な集

荷システムや安定供給体制の構築に向けた検討を進める。

## **第5 その他公共建築物等における地域材の利用の促進に関する事項**

### **1 公共建築物等の整備等においてコスト面で考慮すべき事項**

公共建築物等の整備において地域材を利用するにあたっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等の整備にあたっては、建設コスト及び維持管理コストをはじめ、利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等を十分考慮し、これらを総合的に判断したうえで、地域材の利用に努めるものとする。

### **2 公共建築物等における地域材利用の推進体制**

町は、公共建築物等における地域材利用にむけた総合的な検討を行うため、林業・木材産業、建設産業関係者等及び町による推進体制の構築に努めるものとする。

## **第6 地域材以外の木材・森林バイオマス利用に関する事項**

公共建築物等における木材・森林バイオマス利用等にあたっては、地域材の利用を最優先とするが、地域材の調達が困難な場合は、運搬における二酸化炭素の排出抑制や持続的な森林経営の推進に配慮し、標茶町近郊産木材や北海道産木材、森林認証材等の優先的利用に努めるものとする。